

令和4年度 利府町地域防災計画見直し業務の概要

1. 国、県の防災計画見直しの経緯について
2. 利府町地域防災計画の見直し方針について
 - ① 基本方針
 - ② 主な見直し実施方針
 - ③ 関係法、指針、各マニュアル等、関連資料の適切な反映
3. 宮城県防災計画書の経年修正箇所を追跡確認
4. 県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める章・節との整合
5. 利府町防災計画書の簡略化について
6. その他、関連資料の修正について

令和4年 10月

利府町 総務部 危機対策課

1. 国、県の防災計画見直しの経緯について

宮城県は、「減災」を基本方針とした防災対策の推進（「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組）のもと、関係法令等の改正・修正項目と照らし合わせた見直しを行ってきています。

利府町地域防災計画の改定が行われた平成27年3月以降では、新たな国の防災基本計画や関連法令やマニュアル等の改定のもと、各種災害の状況を踏まえた改定が7回（最新令和4年1月）行われました。

（下表参照。なお、本町地域防災計画において位置付けされていない事項については、灰色にて示しています。）

(1) 令和3年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
令和3年度	R3.5 災害対策基本法の改正	R3.5 防災基本計画の修正 ① 災害対策基本法の改正を踏まえた修正	a. 避難勧告・避難指示の一本化などの避難情報の見直し b. 個別避難計画の作成
	R3.5 避難情報に関するガイドラインの改定	② 新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症対策	a. 避難所における避難者の衛生管理や避難スペースの確保などの感染症対策 b. パーティション等の備蓄の促進 c. 健康管理やマスク着用の徹底など応援職員等の感染症対策 d. 感染症の自宅療養者等に対する情報共有等
		③ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正	a. 災害対応業務のデジタル化の推進 b. 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 c. 女性の視点を踏まえた防災対策の推進等
		県地域防災計画独自の修正 ④ 県の組織改編を踏まえた修正	a. 復興・危機管理部の新設 b. 宮城県災害対策本部要綱の改正 等
		⑤ 県の施策の進展等を踏まえた修正	a. 指定地方公共機関へ一般社団法人宮城県薬剤師会の追加 b. 避難所運営等における性的マイノリティへの配慮を明記 c. 土砂等の埋め立て等の規則に関する条例の制定 d. 災害時薬事関連業務マニュアルの策定 e. 災害時における応急仮設甘楽の建設に関する協定の締結 等

(2) 令和2年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
令和2年度	R2.6 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定（宮城県）	R2.5 防災基本計画の修正	
		① 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策	a. 避難所における過密抑制対策等の推進 b. 平常時から防災担当部局及び保健福祉担当部局の連携 c. 避難所におけるマスク・消毒液の備蓄及び物資等の市町村支援 d. 県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等に基づく市町村におけるマニュアル等の作成及び円滑な避難所運営体制の構築
		② 令和元年東日本台風をはじめとした近年の災害に係る教訓を踏まえた対応	a. 災害リスクととるべき行動の理解促進 b. 災害廃棄物等処理のボランティア、NPO等との連携 c. 国や関係機関等との情報共有 連携体制の確認 d. 応援職員のスムーズな受け入れ体制の構築 e. 物資調達・輸送調整等支援システムの活用 連携体制の確認
		③ 防災気象情報伝達にあたって留意するポイントの修正	a. 津波警報、避難指示（緊急）等の伝達及び周知方法の追加
		④ 火山災害対策関連の修正	a. 活動火山特別措置法に規定する事項に関する記載の明確化 b. 噴火速報、噴火予報等火山に関する情報の表現修正
⑤ 令和元年度における防災基本計画の修正や関係機関から意見のあった内容の修正	a. 災害廃棄物の効率的な搬出 b. 災害時小児周産期リエゾンの充実強化		

(3) 令和元年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
令和元年度	R1.5月 宮城県災害時広域受援計画の策定	R1.5 防災基本計画の修正	
	H31.3 避難勧告等に関するガイドラインの改定	① 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正	a. 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正 b. 住民が主体となった地域の避難に関する取組強化
		県地域防災計画独自の修正	a. 令和元年度5月に策定した宮城県災害時広域受援計画を踏まえ、県の応援受け入れ体制の整備、国や他都道府県に対する受援要請等について修正
		② 宮城県災害時広域受援計画の策定を踏まえた修正	a. 平成31年4月に仙台市が救助実施市に指定されたことに伴い、県、市町村における救助の種類等を整理
	③ 救助実施市の指定	a. 平成31年4月に仙台市が救助実施市に指定されたことに伴い、県、市町村における救助の種類等を整理	
	④ 避難勧告等に関するガイドラインの改定	a. 市町村が避難勧告等を発令する場合に、5段階の警戒レベルを用いて提供する旨の記載及び警戒レベルに対応し居住者がとるべき避難行動を記載 b. 避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の主体的な行動を促すため、5段階の警戒レベル相当情報として、発表する旨を記載。 c. 避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について、相当する警戒レベルを記載	

(4) 平成30年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
平成30年度		H30.6 防災基本計画の修正 ① 関係法令の改正を踏まえた修正	a. 国から指定を受けた救助実施市が災害救助を行うことを可能とする制度の創設に伴い、救助実施市による救助の実施及び物資の供給等を適切かつ円滑に行うための県による連絡調整について記載 b. 重要物流道路及び一級河川・二級河川の災害復旧工事等に高度な技術力を要する場合等について、新たに創設された、国が県に変わって工事を行う権限代行制度を活用し、国に支援要請を行う旨を記載
		② 最近の災害対応の教訓を踏まえた修正	a. 平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震において運用された総務省の新たな広域応援の仕組みである被災市町村応援職員確保システムについて、県による被災市町村への応援職員の必要性の把握及び総務省への連絡等を記載 b. 平成29年7月九州北部豪雨を踏まえ、洪水予報河川、水位周知河川以外の河川に係る、市町村による避難勧告等の発令基準の策定について記載 c. 平成30年の大雪対応を踏まえ、大雪による滞留や長時間の通行止めを防ぐための道路交通障害への事前対策、集中的な大雪時の対応等について記載
		県地域防災計画独自の修正 ③ 災害派遣福祉チームの整備	a. 大規模災害時における避難所等の高齢者、障害者、乳幼児等に対する福祉支援を行うために宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会で整備を進めている災害派遣福祉チームについて、派遣スキーム、平時及び災害時の役割等について記載
		④ 防災気象情報の活用等	a. 土砂災害警戒判定メッシュ情報、洪水警報の危険度分布等の説明の追加及び防災気象情報の記載を見直し。また、発表された防災気象情報に対して取るべき行動を追加 b. 水位観測所の設置されていない中小河川において、カメラ画像、洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値等の情報の活用について記載

(5) 平成29年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
平成29年度	避難勧告等の発令基準等の改正	H29.4 防災基本計画の修正 ① 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正(応急的な住まいの確保や生活復興支援)	a. 熊本地震での教訓を踏まえ、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付を行う部局をあらかじめ定めること、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めること等が示されたため、必要な箇所を修正
	H29.6 水防法の一部改正の施行	② 平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)を踏まえた修正(災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築)	a. 台風第10号災害の教訓を踏まえ、市町村が躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時より災害時に優先すべき業務の絞り込み、業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるべきことが示されたため、必要な箇所を修正
		③ その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正(港湾管理者及び漁港管理者による緊急通行車両の通行確保)	a. 災害対策基本法の改正に基づき、防災基本計画において、緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者への命令、運転者不在時の車両の移動等、道路管理者の行う緊急通行車両の通行を確保するための措置について、港湾管理者、漁港管理者についても行うことができることを示されたため、必要な箇所を修正
		④ その他河川の浸水想定に関する情報	a. 洪水予報河川、水位周知河川に該当しないその他の河川であっても、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて市町村等へ浸水想定の情報を提供するよう努める旨が示されたため、必要な箇所を修正
		避難勧告等に関するガイドライン改訂等 ⑤ 避難勧告等の発令基準等の改正	a. 国の「避難勧告等に関するガイドライン」を反映した避難勧告等の発令基準について、必要な箇所を修正
		⑥ 津波避難ビルの指定要件等の改正	a. 津波避難ビルの構造等の指定要件等について、必要な箇所を修正
		⑦ 地域の住民等に配慮したハザードマップの作成	a. 津波ハザードマップの作成について、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示等、必要な箇所を修正
		水防法や土砂災害防止法の改正 ⑧ 避難確保計画の作成	a. 洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村の地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の避難確保計画の作成を義務化及びその計画に基づいた避難訓練の実施を義務化する規定が新設されたことに伴い、必要な記述を追記
		⑨ 避難確保計画作成を促す市町村の措置	a. 避難確保計画を作成する義務のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を策定しない場合、市町村は施設に対して必要な指示を行い、指示に従わない場合には、施設名を公表することができる規定が新設されたことに伴い、必要な記述を追記
		その他の修正 ⑩ 農業用ため池のハザードマップ策定支援	a. 新たに市町村、施設管理者に対して、防災重点ため池のハザードマップ作成や公表に向けた支援を実施することに伴い、必要な記述を追記

(6) 平成28年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
平成28年度		H28. 2、H28. 5 防災基本計画の修正	
		① 水防法等の一部改正の反映	a. 下水道管理者の役割として、民間事業者等との協定締結などにより発災後の下水道施設の維持又は修繕に努めること、また、災害発生後の下水道機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めること等が明記されたため、必要な箇所を修正
		② 廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正の反映	a. 仮置き場の確保や災害廃棄物の処理体制、民間事業者との連携のあり方等、災害廃棄物処理計画の中で具体的に示すことが明記されたため、必要な箇所を修正
		③ 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化	a. 業務継続計画を策定するに当たって、重要な6要素（首長不在時の代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水、食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理）が明記されたため、必要な箇所を修正
		④ 企業等の避難確保計画・避難訓練	市町村地方防災計画で名称等が定められた地下街や防災上の配慮を要する者が利用する施設等の管理者は、必要な事項を定めた避難確保計画を作成・公表し、計画に基づく避難訓練を実施すること、作成した避難確保計画及び訓練の実施結果を市町村長に報告することが明記されたため、必要な箇所を修正
		⑤ 活火山法の改正に伴う火山防災協議会の設置等	火山災害警戒地域の指定があった際の火山防災協議会の設置、地域防災計画において定めるべき事項のほか、市町村が避難促進計画における避難確保計画の作成・避難訓練の実施への助言又は勧告等を行うこと、火山災害発生時における情報の伝達などが防災基本計画に明記されたことから、必要な箇所を修正。
		⑥ 火山防災協議会における協議事項等	設置した火山防災協議会の規約に基づき、協議会の協議事項、市町村の作成する避難計画、集客施設の作成する避難確保計画に定めるべき事項について、記載
		⑦ 火山災害の要因	火山活動に伴って生じる災害について、噴石や火砕流等、予想される現象と警戒すべき被害について、新たに定義
		その他の修正 ⑧ 避難所における愛護動物の対策	a. 避難所におけるペットの取り扱いについて、衛生面に配慮しながらも、可能な限り同行避難者の受入体制を整備するとともに、平常時から、飼い主に対して同行避難の必要性や避難所での適切な飼育管理について普及啓発を行う旨を明記
		⑨ 指定地方公共機関の追加	a. 新たに指定地方公共機関に指定された機関について、防災機関の業務大綱に新たに明記
	⑩ 仙台空港民営化	a. 平成28年7月より民営化された仙台空港について、東京航空局仙台空港事務所と民営化により仙台空港の施設管理者となった仙台国際空港株式会社の災害時等における役割を整理	

(7) 平成27年度

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
平成27年度	H27. 8 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定	H27. 7 防災基本計画の修正 ① 土砂災害の危険性のある区域の明示	a. 土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、必要な基礎調査を完了させる実施目標の設定及び進捗状況の定期的な報告を行うことが規定されたため、必要な箇所を修正
		② 土砂災害警戒情報の活用	a. 土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした発令基準を設定することが明記されたため、必要な箇所を修正
		③ 避難準備情報の活用	a. 高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを目的に避難準備情報を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正
		④ 適時適切な避難行動等	a. 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきであること、また、指定緊急避難場所は災害種別毎に指定されており、避難する際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するよう、住民等への周知徹底に努めることが明記されたため、必要な箇所を修正
		⑤ 火山防災情報の伝達体制の強化	a. 登山者への伝達をより確実にするため、サイレン、登山口等における掲示など地域の状況を踏まえた情報伝達手段の多様化及び噴火警戒レベルの引き上げ、引き下げの基準について、科学的に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表することについて明記されたため、必要な箇所を修正
		⑥ 火山防災教育や火山に関する知識の普及	a. 観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山ハザードマップや防災マップを活用して火山災害の履歴についての知識の普及を図ることについて明記されたため、必要な箇所を修正
		⑦ 実働組織間の調整	a. 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁、自衛隊等の部隊は必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うことについて明記されたため、必要な箇所を修正
		⑧ 重要情報の集約・調整	a. 人的被害の数（死者・行方不明者数）について、都道府県が関係機関から情報を収集し一元的に集約、調整を行うこと、また関係機関と連携し整理・突合・精査を行い直ちに消防庁へ報告することが規定されたため、関係する箇所を修正

年度	法・マニュアル等の改定	防災基本計画の主な見直し事項	宮城県地域防災計画への主な反映内容
平成27年度	H27. 8 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定 ⑨ 避難準備情報の活用	a. 土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対し、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨。また、高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方が新設されたため、必要な箇所を修正
		⑩ 避難場所・避難行動	a. 避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までに開設を完了させることが推奨されるとともに、避難勧告の発令基準を満たした場合、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正
		⑪ 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令	a. 市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込むことが明記されたため、必要な箇所を修正
		火山防災対策の反映 ⑫ 噴火速報	a. 迅速に噴火の発生事実を伝え、登山客等に対して身を守ることを促す噴火速報が、平成27年8月に運用開始されたことに伴い、新たに位置づけを行う
		⑬ 降灰予報	a. 降灰予報について、定期的に発表される「定時」、噴火直後に発表される「速報」及び精度の高い「詳細」の3つが新たに運用されることに伴い、必要な箇所を修正

2. 利府町地域防災計画の見直し方針について

災害対策基本法第42条では、「(略)防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。」と規定されています。

これから、本計画の見直しは以下の見直し方針のもとに実施するものとします。

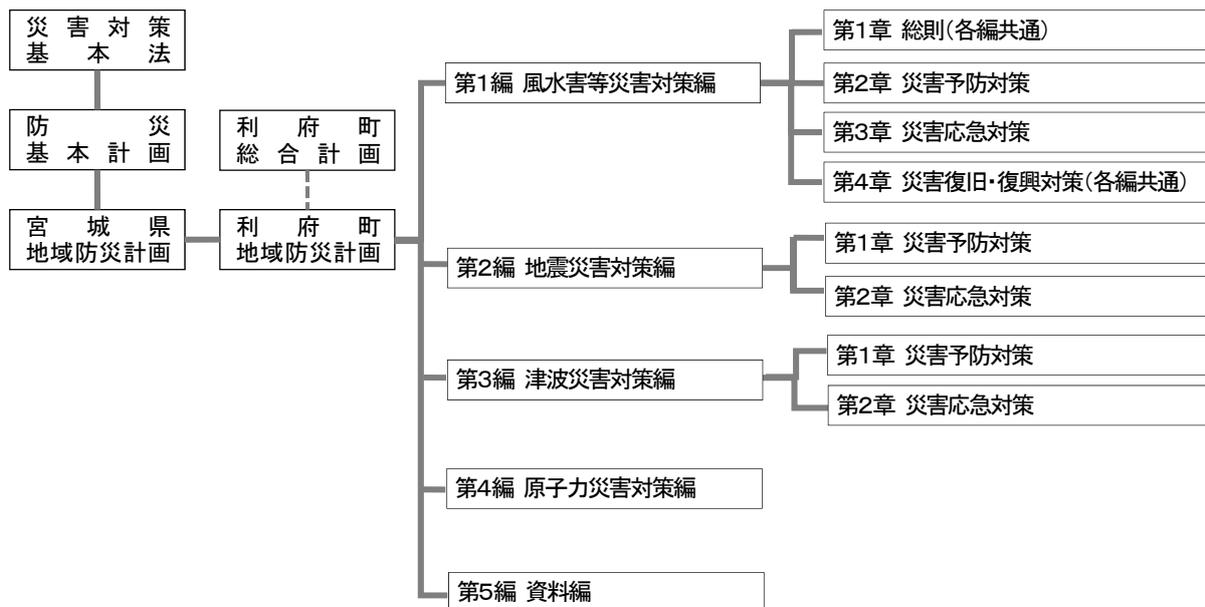
① 基本方針

利府町地域防災計画は、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画と相互に関連性を有し、連携した計画を作成します。

また、近年におきましては、令和元年東日本台風・平成30年7月豪雨をはじめとした近年の災害に係る教訓を踏まえた水害、土砂災害からの避難対策、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策など、新たな国の防災基本計画や関連法令、宮城県地域防災計画との整合性を図り、町の実情に応じた利府町地域防災計画とする見直しを行います。

② 主な見直し実施方針

- (1) 関係法、指針、各マニュアル等、関連資料の適切な反映を行います。
- (2) 宮城県地域防災計画の経年修正箇所を追跡確認し、町の現況を勘案して町防災計画への読み替え可否のもと、分かりやすい計画書を作成します。
- (3) 町は災害発生のおそれが高まっている場合等、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難情報等を発令・伝達すること等に留意し、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める章・節と十分整合を図り作成します。
- (4) 利府町地域防災計画の構成について
計画の構成は以下のとおりとします。
 - 1) 風水害等災害対策編は、第1章「総則」、第4章「災害復旧・復興対策」は地震、津波対策と共通とする内容とし、省ページ化を図ります。
 - 2) 原子力災害対策は、町の原発立地環境から想定される災害対応を勘案して、単独編の構成として作成します。



〈計画の位置づけ及び構成〉

(5) 利府町地域防災計画の重複記載箇所の簡略化について

地震、津波災害対策編では、風水害等災害対策編と重複記載される箇所が多いことから、本編を風水害等災害対策編とし、地震、津波災害対策編での重複部は「本編に準じる」として簡略化を図り、省ページ化します。なお、本編に準じる内容は「5 利府町地域防災計画書の簡略化について」に示すように読み替えるものとします。

③ 関係法、指針、各マニュアル等、関連資料の適切な反映

○関係諸法令の改正

- ・災害対策基本法
- ・大規模災害からの復興に関する法律
- ・活火山特別措置法
- ・土砂災害対策基本法
- ・水防法
- ・廃棄物処理法

○防災基本計画の修正

○東日本大震災の検証記録

○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

○避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

○避難情報に関するガイドライン（旧名称：避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン）

○宮城県津波対策ガイドライン

○宮城県災害時広域受援計画

○新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定（宮城県）

3. 宮城県防災計画書の経年修正箇所を追跡確認

下記例示に示す、利府町地域防災計画 各編 修正案 新旧対照表の体裁にて、県防災計画書の経年修正箇所を追跡確認しながら、見直し修正を行います。

利府町地域防災計画 風水害等災害対策編 修正案 新旧対照表	利府町地域防災計画 (改正前 平成 27 年 3 月)	令和 4 年度改正計画 (案)	備考																	
<p>町長は、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。</p> <p>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。</p> <p>なお、町長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、避難行動が困難になる前に早めに避難勧告等を発令する。</p> <hr/> <p>1 避難勧告、指示を行う者</p> <p>避難の勧告または指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。</p> <p>また、災害対策基本法 第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <hr/> <p>(1) 避難勧告、指示を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長 (災害対策基本法第 60 条) 警察官 (警察官職務執行法第 4 条)、(災害対策基本法第 61 条) 海上保安官 (災害対策基本法第 61 条) 水防管理者 (水防法第 29 条) 知事又はその命を受けた県職員 (水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。(自衛隊法第 94 条)) <hr/> <p>(2) 警戒区域の設定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> 町長 (災害対策基本法第 63 条) 警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第 63 条) 消防関係機関に属する者 (水防法第 21 条) 消防吏員又は消防団員 (消防法第 28 条) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る。(自衛隊法第 94 条、災害対策基本法第 63 条)) 	<p>を、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。</p> <p>3 高潮災害</p> <p>高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性がある等、避難指示等を発令する可能性がある場合に、高齢者等避難を発令することを基本とする。台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料とする。</p> <p>4 夜に備えた対応</p> <p>町長、前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。</p> <p>第 2 避難指示等</p> <p>災害時において、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、町長は、住民に対して速やかに避難のための立ち退きを指示 (警戒レベル 4) する。</p> <p>「避難指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。</p> <p>なお、町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のために立ち退きを行うことがかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、住民に対し、「緊急安全確保」 (警戒レベル 5) 等の安全確保措置を指示する。</p> <p>1 避難の指示等を行う者</p> <p>避難の指示等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。</p> <p>また、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 63 条等に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <p>避難の「指示」及び「緊急安全確保」は、原則として町長が行う。</p> <p>住民に危険が切迫する等、急を要する場合で、町長が避難指示を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行うことができる。この場合、速やかに町長に通知しなければならない。</p> <p>< 避難指示等を行う者及びその要件 ></p> <table border="1" data-bbox="1182 979 1778 1351"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施者</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高齢者等避難 (警戒レベル 3)</td> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第 56 条第 2 項</td> </tr> <tr> <td>町長</td> <td>災害対策基本法第 60 条 1 項</td> </tr> <tr> <td>警察官又は海上保安官</td> <td>災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 (警察官のみ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難指示 (警戒レベル 4)</td> <td>災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)</td> <td>自衛隊法第 94 条</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第 60 条 (市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行) → 直ちにその旨を公表しなければならない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第 29 条 → 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 地すべり等防止法第 25 条 → 直ちに当該区</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施者	根拠法令	高齢者等避難 (警戒レベル 3)	町長	災害対策基本法第 56 条第 2 項	町長	災害対策基本法第 60 条 1 項	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 (警察官のみ)	避難指示 (警戒レベル 4)	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第 94 条	知事	災害対策基本法第 60 条 (市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行) → 直ちにその旨を公表しなければならない。		知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 → 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 地すべり等防止法第 25 条 → 直ちに当該区	<p>記述の適正化</p> <p>避難情報に関するガイドラインの改定 (R3. 5) 反映</p> <p>災害対策基本法改正 (R3. 5) に基づく修正</p>
区分	実施者	根拠法令																		
高齢者等避難 (警戒レベル 3)	町長	災害対策基本法第 56 条第 2 項																		
	町長	災害対策基本法第 60 条 1 項																		
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条 (警察官のみ)																		
避難指示 (警戒レベル 4)	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第 94 条																		
	知事	災害対策基本法第 60 条 (市町村長がその事務を行うことができないと認めたときの事務の代行) → 直ちにその旨を公表しなければならない。																		
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条 → 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 地すべり等防止法第 25 条 → 直ちに当該区																		

利府町の地域防災計画(改正前 平成27年3月)	令和4年度改正計画(案)	備考
<p>・七北田川の河川水位観測地点(市名坂)で準備発令水位に達し、なお危険水位程度まで上昇の恐れがあるとき。警戒水位:4.0m (危険水位:0.5m)</p> <p>・砂押川の河川水位観測地点(八幡橋)で準備発令水位:特別警戒水位2.8m</p> <p>避難勧告又は指示</p> <p>災害、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難の勧告又は指示する。</p> <p>2 周知内容 町長が 避難の勧告又は指示を行う場合 は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。また、 危険の切迫性が住民に伝わるよう伝達方法を工夫し、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域、・避難先、・避難経路、・避難の勧告又は指示の理由 ・その他必要な事項 <p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民だけでなく、本町への訪問者(観光客、出張者、工事関係者等)にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難勧告等の周知に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(2) 関係機関への連絡 避難の勧告または指示をした者は、速やかに町、県、警察等、関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(3) 周知内容 避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。</p> <p>(4) 警察の役割 警察署長は、町長が行う避難の勧告又は指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。警察は、避難の勧告又は指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。</p> <p>第3 避難誘導</p> <p>住民等の避難誘導は、町職員、消防団、交通指導隊、消防職員、警察官、自主防災組織リーダーが、住民を安全かつ迅速に避難できるよう、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。</p>	<p>2 町長は、避難の指示を発令するときは、次の内容を明示して実施する。なお、指示の際には、危険の切迫性が住民に伝わるよう伝達方法を工夫し、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難対象地区 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) 避難指示等の理由、及び発令日時 (5) その他必要な事項 <p>3 避難の措置と周知 町長は、避難の指示を発令したときは、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の情報等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。</p> <p>(1) 住民等への周知 町長は、避難の措置を実施したときは、防災行政無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民だけでなく、本町への訪問者(観光客、出張者、工事関係者等)にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難情報等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行う等の要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(2) 関係機関への連絡 町は、避難の措置をとった場合においては、その内容について、県の災害対策本部に連絡するほか、関係機関相互に連絡通報する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(3) 周知内容 避難情報発令の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。</p> <p>(4) 警察の役割 警察署長は、町長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。警察は、避難の指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。</p> <p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民の避難誘導 (1) 各地区の誘導 住民等の避難誘導は、町職員、消防団、交通指導隊、消防職員、警察官、自主防災組織リーダーが、住民を安全かつ迅速に避難できるよう、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難先(指定緊急避難場所、指定避難所)への円滑な誘導に努める。 1) 避難誘導責任者は、当該地区の消防団分団長等及び自主防災組織リーダーとする。</p>	<p>2 町長→災害対策基本法改正(R3.5)に基づく修正</p> <p>3 避難一害対策基本法改正(R3.5)に基づく修正</p> <p>記述の適正化</p>

4. 県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める章・節との整合

第1編 風水害等災害対策編

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>第2 計画の性格</p> <p>第3 計画の修正</p> <p>第4 計画の構成</p> <p>第5 計画の習熟等</p> <p>第6 計画の基本理念</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 組織</p> <p>第2 各機関の役割</p> <p>第3 防災機関の業務大綱</p> <p>第3節 町の概況</p> <p>第1 位置</p> <p>第2 地勢</p> <p>(現計画地震編)</p> <p>第3節 利府町を取り巻く地震環境</p> <p>第1 利府町の地理的、社会的特長</p> <p>第2 利府町内の活断層</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>第4 利府町の地震被害</p> <p>(現計画津波編)</p> <p>第3節 宮城県内の地震等観測体制</p> <p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>・第1 地理的特性と過去の津波被害 ・第2 津波対策の方向性</p> <p>・第3 東日本大震災の津波災害の概況</p> <p>(現計画地震編)</p> <p>第4節 対象とする地震</p> <p>第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方</p> <p>第2 想定される地震の考え方</p> <p>第3 地震被害想定について</p> <p>(現計画津波編)</p> <p>第5節 対象とする津波</p> <p>第1 想定される津波の設定と対策の基本的考え方</p> <p>第2 想定される津波の考え方</p> <p>第3 津波被害想定について</p>	<p>第1章 総則(各編共通)</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>第2 計画の性格</p> <p>第3 計画の修正</p> <p>第4 計画の構成</p> <p>第5 計画の習熟等</p> <p>第6 基本方針</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱</p> <p>第1 目的</p> <p>第2 組織</p> <p>第3 各機関の役割</p> <p>第4 防災機関の業務大綱</p> <p>第3節 町の概況</p> <p>第1 位置</p> <p>第2 地勢</p> <p>第4節 町を取り巻く地震・津波環境</p> <p>第1 町の地質、地形</p> <p>第2 町の活断層</p> <p>第3 宮城県内の地震・津波観測体制</p> <p>第4 町の地震・津波被害</p> <p>第5 津波対策の方向性</p> <p>第6 東日本大震災の地震・津波の概況</p> <p>第5節 対象とする地震・津波</p> <p>第1 想定される地震・津波の設定と対策の基本的考え方</p> <p>第2 想定される地震・津波の考え方</p> <p>第3 地震・津波被害想定について</p>
<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い町づくり</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>第7節 自主防災組織の育成</p> <p>第8節 ボランティアの受入</p> <p>第9節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第10節 情報通信連絡網の整備</p> <p>第11節 職員の配備体制</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害等に強い町づくり</p> <p>第2節 都市の防災対策</p> <p>第3節 建築物等の予防対策</p> <p>第4節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第5節 防災知識の普及</p> <p>第6節 防災訓練の実施</p> <p>第7節 地域における防災体制</p> <p>第8節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第9節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第10節 情報通信網の整備</p> <p>第11節 職員の配備体制</p>

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
第12節 防災拠点等の整備・充実 第13節 相互応援体制の整備 第14節 医療救護体制の整備 第15節 緊急輸送体制の整備 第16節 避難対策 第17節 避難収容対策 第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保 第19節 要配慮者・外国人対応 第20節 複合災害対策 第21節 廃棄物対策 第22節 災害種別毎予防対策	第12節 防災拠点等の整備・充実 第13節 相互応援体制の整備 第14節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 第15節 緊急輸送体制の整備 第16節 避難対策 第17節 避難受入れ対策 第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保 第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第20節 複合災害対策 第21節 廃棄物対策 第22節 災害種別毎予防対策
第3章 災害応急対策 第1節 防災気象情報の伝達 第2節 災害情報の収集・伝達体制 第3節 通信・放送施設の確保 第4節 災害広報活動 第5節 防災活動体制 第6節 警戒活動 第7節 水防活動 第8節 相互応援活動 第9節 災害救助法の適用 第10節 自衛隊の災害派遣 第11節 救急・救助活動 第12節 医療救護活動 第13節 交通・輸送活動 第14節 ヘリコプターの活動 第15節 避難活動 第16節 応急仮設住宅等の確保 第17節 相談活動 第18節 要配慮者・外国人対応 第19節 愛玩動物の収容対策 第20節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第21節 防疫・保健衛生活動 第22節 遺体等の捜索・処理・埋葬 第23節 廃棄物処理活動 第24節 社会秩序の維持活動 第25節 保育活動・教育活動 第26節 防災資機材及び労働力の確保 第27節 公共土木施設等の応急対策 第28節 ライフライン施設等の応急復旧 第29節 農林水産業の応急対策 第30節 二次災害・複合災害防止対策 第31節 応急公用負担等の実施 第32節 ボランティア活動 第33節 災害種別毎応急対策	第3章 災害応急対策 第1節 防災気象情報の伝達 第2節 情報の収集・伝達体制 第3節 通信・放送施設の確保 第4節 災害広報活動 第5節 防災活動体制 第6節 警戒活動 第7節 水防活動 第8節 相互応援活動 第9節 災害救助法の適用 第10節 自衛隊の災害派遣 第11節 救急・救助活動 第12節 医療救護活動 第13節 交通・輸送活動 第14節 ヘリコプターの活動 第15節 避難活動 第16節 応急仮設住宅等の確保 第17節 相談活動 第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動 第19節 愛玩動物の収容対策 第20節 食料・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第21節 防疫・保健衛生活動 第22節 遺体等の捜索・処理・埋葬 第23節 災害廃棄物処理活動 第24節 社会秩序の維持活動 第25節 教育活動 第26節 防災資機材及び労働力の確保 第27節 公共土木施設等の応急対策 第28節 ライフライン施設等の応急復旧 第29節 農林水産業の応急対策 第30節 二次災害・複合災害防止対策 第31節 応急公用負担等の実施 第32節 ボランティア活動 第33節 災害種別毎応急対策
第4章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画・ 第2節 生活再建支援 第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 第6節 義援金の受入れ、配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証	第4章 災害復旧・復興対策(各編共通) 第1節 災害復旧・復興計画・ 第2節 生活再建支援 第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 第6節 義援金の受入れ、配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証

第2編 地震災害対策編

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第4節 海岸保全施設等の災害対策</p> <p>第5節 交通施設の災害対策</p> <p>第6節 都市の防災対策</p> <p>第7節 建築物等の耐震化対策</p> <p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第12節 自主防災組織の育成</p> <p>第13節 ボランティアの受入</p> <p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第15節 地震調査研究等の推進</p> <p>第16節 情報通信連絡網の整備</p> <p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第20節 医療救護体制の整備</p> <p>第21節 火災予防対策</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第23節 避難対策</p> <p>第24節 避難収容対策</p> <p>第25節 食料・飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第26節 要配慮者・外国人対応</p> <p>第27節 複合災害対策</p> <p>第28節 廃棄物対策</p>	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第4節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第5節 交通施設の災害対策</p> <p>第6節 都市の防災対策</p> <p>第7節 建築物等の耐震化対策</p> <p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第11節 地震防災訓練の実施</p> <p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第13節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第15節 地震調査研究等の推進</p> <p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第21節 火災予防対策</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第23節 避難対策</p> <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第27節 複合災害対策</p> <p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防</p>
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第2節 災害広報活動</p> <p>第3節 防災活動体制</p> <p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p>第9節 消火活動</p> <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第12節 避難活動</p> <p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第14節 相談活動</p> <p>第15節 要配慮者・外国人対応</p> <p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第20節 廃棄物処理活動</p> <p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第22節 保育活動・教育活動</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第2節 災害広報活動</p> <p>第3節 防災活動体制</p> <p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p>第9節 消火活動</p> <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第12節 避難活動</p> <p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第14節 相談活動</p> <p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第22節 教育活動</p>

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急対策 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急対策 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入れ

第3編 津波災害対策編

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第5節 都市の防災対策</p> <p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第11節 自主防災組織の育成</p> <p>第12節 ボランティアの受入れ</p> <p>第13節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第14節 津波調査研究等の推進</p> <p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第20節 医療救護体制の整備</p> <p>第21節 火災予防対策</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第23節 避難対策</p> <p>第24節 避難収容対策</p> <p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第26節 要配慮者・外国人対応</p> <p>第27節 複合災害対策</p> <p>第28節 廃棄物対策</p>	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>第5節 都市の防災対策</p> <p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第10節 地震・津波防災訓練の実施</p> <p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第12節 ボランティアのコーディネート</p> <p>第13節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第14節 津波調査研究等の推進</p> <p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第18節 防災拠点等の整備・充実</p> <p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>第21節 火災予防対策</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第23節 避難対策</p> <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第27節 複合災害対策</p> <p>第28節 災害廃棄物対策</p>
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第2節 災害広報活動</p> <p>第3節 防災活動体制</p> <p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p>第9節 消火活動</p> <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第12節 避難活動</p> <p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第14節 相談活動</p> <p>第15節 要配慮者・外国人対応</p> <p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第20節 廃棄物処理活動</p> <p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第22節 保育活動・教育活動</p> <p>第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第2節 災害広報活動</p> <p>第3節 防災活動体制</p> <p>第4節 相互応援活動</p> <p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第7節 救急・救助活動</p> <p>第8節 医療救護活動</p> <p>第9節 消火活動</p> <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <p>第12節 避難活動</p> <p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第14節 相談活動</p> <p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第19節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第21節 社会秩序維持活動</p> <p>第22節 教育活動</p> <p>第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p>

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動	第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入れ

第4編 原子力災害対策編

現利府町地域防災計画 章・節構成目次	県準拠防災計画 章・節構成案
<p>第5章 原子力災害対策</p> <p>第1節 原子力災害事前対策</p> <p>第1 災害応急体制の整備</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>第3 原子力防災訓練の実施</p> <p>第4 複合災害対応に係る体制整備</p> <p>第2節 緊急事態応急対策</p> <p>第1 応急措置の概要</p> <p>第2 情報収集活動</p> <p>第3 緊急時モニタリング</p> <p>第4 広報・広聴活動</p> <p>第5 被災地への応援協力活動</p> <p>第3節 原子力災害中長期対策</p> <p>第1 汚染の除去等</p> <p>第2 風評被害等の影響の軽減</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>第3節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>第4節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第2節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第3節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第4節 避難受入れ活動体制の整備</p> <p>第5節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第6節 防災訓練等の実施</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第6節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第3節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>第4節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>第5節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等</p> <p>第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策</p> <p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第2節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第3節 各種制限措置の解除</p> <p>第4節 災害地域住民に係る記録等の作成</p> <p>第5節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第6節 被災者等の生活再建の支援等</p> <p>第7節 心身の健康相談体制の整備</p>

5. 利府町防災計画書の簡略化について

地震、津波災害は、地盤の変動の発生等により、様々な災害が発生します。一方、風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、河川等の氾濫、ため池の決壊並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害が発生するものです。

したがって、要因は異なっているものの、現象としては風水害等とおおむね同様の被害ととらえられる、災害予防、災害応急、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、地震、津波災害と風水害等とではおおむね同様とみなすことができます。

そこで、地震、津波災害対策各編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、地震、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみを特に掲示する省ページ化を図るものです。

なお、省略した内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」などとして、必要に応じ読み替えるものとします。

参考例示 予防対策

第8節 ライフライン施設等の予防対策

《担当部局：〇課 〇課》

大規模地震の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模地震が発生した場合の被害想定を行いその想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、地震災害による被害軽減のための諸施策を実施する。町は、ライフライン関係機関が実施する施策に必要な応じて協力する。

第1 水道施設

水道施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節「第1 水道施設」の定めに従う。

第2 下水道施設

下水道施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節「第2 下水道施設」の定めに従う。他、次の対策を実施する。

1 下水道施設計画

町は、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性の向上を計画的に推進する。

第3 電力施設

電力施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節「第3 電力施設」の定めに従う。

第4 液化石油ガス施設

液化石油ガス施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節「第4 液化石油ガス施設」の定めに従う。

第5 電信・電話施設

電信・電話施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節「第5 電信・電話施設」の定め
に準ずる。

第6 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節「第6 廃棄物処理施設」の定め
に準ずる。

参考例示 応急対策

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

《担当部局：○部 ●部》

大規模な地震災害の発生時には、特に要配慮者や旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となる。
このため、町は関係機関と連携し、必要な諸施策について速やかに実施する。

第1 高齢者・障がい者等への対策

高齢者・障がい者等への対策は、風水害等災害対策編 第3章 第17節 「第1 高齢者・障がい者等
への対策」の定め
に準ずる。

第2 外国人支援対策

外国人支援対策は、風水害等災害対策編 第3章 第17節 「第2 高外国人支援対策」の定め
に準ずる。

第3 旅行者への対策

旅行者への対策は、風水害等災害対策編 第3章 第17節 「第3 旅行者への対策」の定め
に準ずる。

6. その他、関連資料の修正について

今般、宮城県が令和4年に作成、公表した「津波浸水想定区域図」をはじめとする各種災害ハザード情報
の更新や指定緊急避難場所、指定避難場所の変更など実施されています。

これら最新の防災関連情報については、適時、町民等へ提供することが求められるとともに、地域防災
計画に規定する防災活動の基礎的な情報となることから、地域防災計画の改訂と合わせ「利府町防災マッ
プ」（平成31年改訂）の更新を実施します。